



県章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
8月6日  
第27号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

|   |   |
|---|---|
| ○ 告 示                                     |   |
| 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨（森林保全課） | 1 |
| ○ 公 告                                     |   |
| 令和元年度職業訓練指導員試験実施公告（労働雇用政策課）               | 1 |
| 県営土地改良事業工事完了公告（耕地課）                       | 4 |
| 公共測量実施公告（監理課）                             | 4 |
| 土地区画整理組合の定款および事業計画の変更認可公告（都市計画課）          | 4 |
| ○ 農業農村振興事務所公告                             |   |
| 土地改良区役員退任および就任公告（高島）                      | 4 |
| ○ 警察本部公告                                  |   |
| 令和元年度第1回滋賀県警察官（A）採用試験合格者公告（警務課）           | 6 |
| ○ 雑 報                                     |   |
| 計画段階環境配慮書の縦覧公告                            | 6 |

## 告 示

### 滋賀県告示第121号

平成31年滋賀県告示第256号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を東近江市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年8月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 東近江市百済寺町字上广夫谷 3-17
- 2 通知の内容の要旨 平成31年滋賀県告示第256号のとおり

## 公 告

### 令和元年度職業訓練指導員試験実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和元年8月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 試験を実施する職種 園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラ

ス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科

2 試験の科目 学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規)

3 試験の免除 実技試験または学科試験において、試験の全部または一部の免除を受けることができる者は別表のとおり

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第45条の2第2項または第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人または被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時 令和元年10月23日(水)午前10時30分から正午まで

6 試験場所 滋賀県大津合同庁舎7階7-C会議室 大津市松本一丁目2番1号

7 受験手続

(1) 受験申請書類 受験申請書(受験票および写真票を含む。)、履歴書、写真2枚(申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの)および受験資格を有していることを証明する書類

(2) 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、別表の左欄に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

(3) 申請書類の提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(4) 申請書類の提出期間 令和元年9月6日(金)から令和元年9月20日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、郵送の場合は、令和元年9月20日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

(5) 受験手数料 3,100円

※ 滋賀県収入証紙を受験申請書に貼付すること。

※ 試験免除となる場合、手数料は不要とする。

※ 納付された手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

(6) 受験票の交付 受験票は、受験申請書類の提出期間終了後に郵送する。

8 合否判定の基準 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。

9 合格発表 令和元年11月19日(火)に合格者の受験番号を滋賀県公報で公示するとともに、合格者本人宛て通知する。

なお、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

(1) 期間 令和元年11月19日(火)から令和元年12月18日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

(4) 持参するもの 職業訓練指導員試験受験票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)

(5) 開示する内容 得点

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。電話等による問合せには、一切応じない。

10 その他

- (1) 受験申請書は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課、県内各合同庁舎および県内各職業能力開発施設において交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、1部の場合は切手140円分を同封の上、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課に申し込むこと。
- (3) 試験についての問合せ先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 電話 077-528-3755

別表

| 免除を受けることができる者   | 免 除 の 範 囲  |
|---|--|
| 免許職種に関し、1級の技能検定または単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工または電子回路接続の技能検定に合格した者を除く。）  | 実技試験の全部および学科試験のうち関連学科  |
| 免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者   | 実技試験の全部  |
| 職業訓練指導員免許を受けた者  | 学科試験のうち指導方法および関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）                |
| 免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者   | 実技試験の全部  |
| 職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者  | 学科試験のうち指導方法  |
| 免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者                   | 学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科） |
| 職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者  | 学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）                              |
| 短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）         | 学科試験のうち指導方法  |
| 免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。） | 学科試験のうち関連学科  |
| 免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）        | 実技試験の全部  |
| 免許職種に関し、応用課程または特定応用課程の高度職業訓練を修了した者  | 学科試験のうち関連学科  |
| 免許職種に関し、専門課程または特定専門課程の高度職業訓練を修了した者  | 学科試験のうち関連学科  |
| 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学または高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者   | 学科試験のうち関連学科  |

規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者

規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

規則第45条の2第3項第4号に規定する者

実技試験の全部

#### 県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和元年8月6日

滋賀県知事 三日月 大造

| 地区および事業の名称                 | 工事完了年月日    |
|----------------------------|------------|
| 県営三津屋地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業） | 平成29年1月20日 |

#### 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 越 直美から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和元年8月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（航空写真測量）
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 令和元年7月29日から令和2年3月27日まで

#### 土地区画整理組合の定款および事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、甲賀北地区工業団地土地区画整理組合の定款および事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年8月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日  
組合の名称 甲賀北地区工業団地土地区画整理組合  
事務所の所在地 甲賀市甲賀町鳥居野1518番地 鳥居野コミュニティセンター内  
設立認可の年月日 平成31年2月15日
- 2 定款の変更の内容 事務所の所在地 甲賀市甲賀町大原市場字池ノ尻22-4エールコナン1-Bに変更
- 3 事業計画の変更の内容  
  - (1) 施行地区の変更
  - (2) 設計の概要の変更
  - (3) 資金計画の変更
- 4 変更認可の年月日 令和元年8月6日

#### 農業農村振興事務所公告

#### 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鴨川左岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和元年8月6日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 荒 川 彰 彦

#### 1 退任

| 理事および監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|-----------|---------|---------------|
| 理 事       | 中 村 芳 喜 | 高島市武曾横山2168番地 |

|    |       |   |                  |
|----|-------|---|------------------|
| 〃  | 万木正嗣  | 同 | 所2221番地          |
| 〃  | 小川道廣  | 同 | 所2134-1番地        |
| 〃  | 八田稔彦  | 同 | 所2197番地          |
| 〃  | 中村昌弘  | 同 | 所2885番地          |
| 〃  | 林くみこ  | 同 | 所2191番地          |
| 〃  | 和田治   | 同 | 所1443番地          |
| 〃  | 内田康雄  | 同 | 所526番地           |
| 〃  | 山本敏雄  | 同 | 市鴨2152番地         |
| 〃  | 林清和   | 同 | 所2100番地          |
| 〃  | 万木秀喜  | 同 | 所2104番地          |
| 〃  | 水谷裕之  | 同 | 所274-3番地         |
| 〃  | 澤明彦   | 同 | 市野田1718-1番地      |
| 〃  | 澤義次   | 同 | 所769番地           |
| 〃  | 澤清次   | 同 | 所691番地           |
| 〃  | 高島成弘  | 同 | 所1100番地          |
| 〃  | 松井誠一  | 同 | 市音羽649-1番地       |
| 〃  | 白井万左右 | 同 | 市宮野354番地         |
| 〃  | 山田利和  | 同 | 市安曇川町田中2105-9番地  |
| 〃  | 永谷卓也  | 同 | 所1132-5番地        |
| 〃  | 石島傳   | 同 | 市安曇川町中央三丁目7-10番地 |
| 〃  | 日置隆   | 同 | 市安曇川町三尾里412番地    |
| 監事 | 八田康治  | 同 | 市武曾横山2091番地      |
| 〃  | 萬木信廣  | 同 | 市鴨1226-1番地       |
| 〃  | 澤健郎   | 同 | 市野田727番地         |
| 〃  | 日置克己  | 同 | 市安曇川町三尾里623番地    |

## 2 就任

| 理事および監事の別 | 氏名    | 住 所                |
|-----------|-------|--------------------|
| 理事        | 廣部彰   | 高島市武曾横山2209番地      |
| 〃         | 林重作   | 同 所2218番地1         |
| 〃         | 八田敬一郎 | 同 所2084番地          |
| 〃         | 中村昌義  | 同 所2150番地          |
| 〃         | 八田康治  | 同 所2091番地          |
| 〃         | 万木誠   | 同 所2213番地          |
| 〃         | 北坂靖幸  | 同 所965番地           |
| 〃         | 内田康雄  | 同 所526番地           |
| 〃         | 萬木直彦  | 同 市鴨2114番地         |
| 〃         | 万木忍   | 同 所2187番地          |
| 〃         | 萬木義昭  | 同 所1207番地          |
| 〃         | 水谷逸男  | 同 所2743番地          |
| 〃         | 中島正夫  | 同 市野田677番地         |
| 〃         | 木津稔   | 同 所712番地           |
| 〃         | 西田文子  | 同 所757番地5          |
| 〃         | 澤正良   | 同 所1164番地          |
| 〃         | 松井誠一  | 同 市音羽649-1番地       |
| 〃         | 吉田和生  | 同 市宮野328番地         |
| 〃         | 奥谷義行  | 同 市安曇川町田中2845番地    |
| 〃         | 仁保博安  | 同 所1132-10番地       |
| 〃         | 石島傳   | 同 市安曇川町中央三丁目7-10番地 |

|     |         |                  |
|-----|---------|------------------|
| ”   | 日 置 隆   | 同 市安曇川町三尾里412番地  |
| 監 事 | 廣 部 明 雄 | 同 市武曾横山2190番地    |
| ”   | 林 清 和   | 同 市鴨2100番地       |
| ”   | 野 田 耕 作 | 同 市野田1093番地      |
| ”   | 平 尾 忠 雄 | 同 市安曇川町西万木1018番地 |

## 警 察 本 部 公 告

## 令和元年度第1回滋賀県警察官（A）採用試験合格者公告

令和元年8月4日開催の滋賀県人事委員会において決定された令和元年度第1回滋賀県警察官（A）採用試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

令和元年8月6日

滋賀県警察本部長 鎌 田 徹 郎

[男性A]

1001 1008 1016 1018 1019 1020 1022 1026 1027 1028 1035 1037 1038 1040 1043 1048 1051  
1056 1061 1064 1065 1073 1085 1095 1096 1110 1111 1118 1119 1137 1140 1143 1146 1148  
1149 1154 1167 1169 1181 1182 1191 1193 1204 1217 1219（以上45人）

[女性A]

2001 2008 2014 2017 2022 2023 2030 2031 2038 2042 2050（以上11人）

## 雑 報

## 計画段階環境配慮書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の3第1項の規定に基づき、湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書を作成し、滋賀県知事および長浜市長に送付しましたので、同条例第5条の4第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該計画段階環境配慮書を縦覧に供します。

令和元年8月6日

- 1 公告する事業者 湖北広域行政事務センター 管理者 若林正道
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 湖北広域行政事務センター 管理者 若林正道 長浜市八幡中山町200番地
- 3 配慮対象事業の名称等
  - (1) 名称 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業
  - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業（滋賀県環境影響評価条例別表第6号）
  - (3) 規模 約150トン／日
- 4 事業実施想定区域 長浜市木尾町字込田
- 5 計画段階環境配慮書およびその要約書の縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）  
滋賀県湖北環境事務所（長浜市平方町1152-2）  
長浜市市民生活部環境保全課（長浜市八幡東町632）  
長浜市浅井支所（長浜市内保町2490-1）  
米原市経済環境部環境保全課（米原市春照490-1）  
湖北広域行政事務センター事務局（長浜市八幡中山町200番地）  
なお、湖北広域行政事務センターホームページ（<http://www.kohoku-kouiki.jp/>）でも電子縦覧を行っています。
- 6 計画段階環境配慮書の縦覧の期間および時間 令和元年8月6日から令和元年9月5日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 意見書の提出
  - (1) 当該計画段階環境配慮書について、環境保全の見地から意見のある方は(2)の方法により提出することができます

す。

- (2) 意見書の提出方法 令和元年8月6日から令和元年9月5日までの間に湖北広域行政事務センター（〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地）宛てに意見書を郵送、持参または各縦覧場所に設置する意見書箱へ投函してください。なお、意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、湖北広域行政事務センターホームページからダウンロードできます。
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先 湖北広域行政事務センター 施設整備課 電話 0749-62-7146 担当 福山、岡、水野

